破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２１年（フ）第７１号
長野県上伊那郡南箕輪村6353番地２
債務者　ＲＯＣＡ　ＭＡＮＳＩＬＬＡ　ＲＯＮＡＬＤＯ　ＪＯＳＥ（ロナルド　ホセ　ロカマンシージャ）
１　決定年月日時　平成21年10月７日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月８日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２１年（フ）第７２号
長野県上伊那郡南箕輪村6353番地２
債務者　ＰＡＳＴＲＡＮＡ　ＯＮＡＧＡ　ＤＥ　ＲＯＣＡ　ＭＡＮＳＩＬＬＡ　ＬＵＩＳＡ　ＭＥＲＣＥＤＥＳ（翁長メルセデス）
１　決定年月日時　平成21年10月７日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月８日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２１年（フ）第４３０号
函館市美原２丁目35番６号
債務者　新谷　　猛
１　決定年月日時　平成21年10月８日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月26日まで
函館地方裁判所

平成２１年（フ）第４４１号
函館市本通１丁目19番42号
債務者　金光　英子
１　決定年月日時　平成21年10月８日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月26日まで
函館地方裁判所

平成２１年（フ）第４４３号
北海道北斗市向野３丁目４番11号
債務者　竹田しのぶ
１　決定年月日時　平成21年10月８日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月26日まで
函館地方裁判所

平成２１年（フ）第４５８号
函館市万代町13番21号
債務者　奥山　重昭
１　決定年月日時　平成21年10月８日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月26日まで
函館地方裁判所

平成２１年（フ）第４７０号
函館市高盛町37番９号
債務者　磯西サツ子
１　決定年月日時　平成21年10月８日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月26日まで
函館地方裁判所

平成２１年（フ）第１７２号
岩手県一関市中央町１丁目６番５号
債務者　新城ミヨシ
１　決定年月日時　平成21年10月８日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月26日まで
盛岡地方裁判所一関支部

破産手続廃止

平成１８年（フ）第１５３０号
千葉県いすみ市大原10136番地
破産者　株式会社カネカ
１　決定年月日　平成21年９月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第５６８号
千葉県八千代市萱田町942番地　リバーハイツ203
破産者　菅原　　朗
１　決定年月日　平成21年９月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２０年（フ）第４５５号
群馬県前橋市大利根町２丁目13番地の５
破産者　有限会社丸恵商会
１　決定年月日　平成21年10月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所

平成２０年（フ）第８８６号
栃木県宇都宮市新町１丁目７番３号
破産者　新日本印刷パブリケーション株式会社
１　決定年月日　平成21年10月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２０年（フ）第３８７号
神奈川県足柄上郡大井町山田1088番地
破産者　三和建設株式会社
１　決定年月日　平成21年10月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第２６３号
奈良県大和高田市幸町２番33号奈良県広域地場産業振興センター４階
破産者　株式会社オールゼロ
１　決定年月日　平成21年10月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成１８年（フ）第７８０号
岩手県胆沢郡金ケ崎町永栄天王川原12番地
破産者　高嘉建設株式会社
１　決定年月日　平成21年10月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２０年（フ）第７０号
盛岡市永井９地割49番地５
破産者　有限会社大同水道土木工業所
１　決定年月日　平成21年10月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第３６５号
仙台市若林区霞目２丁目18番５号
破産者　有限会社末広店装
１　決定年月日　平成21年10月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１６７号
千葉市花見川区瑞穂２丁目３番地２　プライマリーコート103号
破産者　日原　　薫（旧姓松本）
１　決定年月日　平成21年10月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１５７０号
名古屋市中区新栄２丁目２番24号
破産者　アドバンテージネットワークス有限会社
１　決定年月日　平成21年10月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１７０２号
名古屋市中区栄４丁目16番24号
破産者　ヴォイクスジャパン株式会社
１　決定年月日　平成21年10月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部